

第 7 5 号議案

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例
足立区応急小口資金貸付条例（昭和 4 8 年足立区条例第 1 7 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号ただし書中「者については」を「場合その他規則
で定める場合は、」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区応急小口資金貸付条例第 2 条の規
定は、施行日以後に申込みが行われた小口資金の貸付けについて適用
し、同日前に申込みが行われた小口資金の貸付けについては、なお従
前の例による。

（提案理由）

応急小口資金貸付の資格に係る要件を改める必要があるので、この条
例案を提出いたします。